

3高福第1695号
令和3年8月26日

各高齢者施設等管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長
(公 印 省 略)

「緊急事態宣言」の発出に係る高齢者施設等の対応について（依頼）

本県では、令和3年8月8日から、「まん延防止等重点措置」が適用され、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止に取り組んできたところですが、今般の本県における新型コロナウイルス感染症の急激な感染再拡大を受け、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「緊急事態宣言」（令和3年8月27日から9月12日まで）の発出が決定されました。

このため、本県では、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき緊急事態措置を講じることとしております。

各施設においては、別添「「緊急事態宣言」の発出にあたり県民・事業者の皆様へのメッセージ」を確認の上、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き続き介護サービス等の提供に努めていただきますようお願いいたします。

なお、介護サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和2年10月15日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」等を参考に、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

担 当 施設グループ
電 話 052-954-6287 (タヤルイン)
担 当 介護保険指定・指導グループ
電 話 052-954-6289 (タヤルイン)